

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

- 8ページ「主な保険用語 契約日（けいやくび）」の記載について、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

契約日

（けいやくび）

保障開始の日（責任開始期の属する日）をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

【例】月払でかつ口座振替やクレジットカードによる払い込み、団体を通じての払い込みの場合
契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

- 19ページ「1.ご契約に際して 5 全部見直し制度などを利用して加入される場合」の「1.全部見直し制度」について、の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）



- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期前の発病などの場合には給付金が支払われないことがあります。
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 申込月の保険料が当社に払い込まれる前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、見直し価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料が払い込まれた後にお申し込みいただいた場合より、一般的に見直し価格は少なくなります。また、同月分の見直し前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、後日返金させていただきます。
- 全部見直し制度の利用によるご契約を申し込みの後、見直し後契約の保障が開始する前に保険事故が発生した場合には、全部見直し制度の利用によるご契約の申し込みにより保険料が控除される前の見直し前契約を有効として、見直し前契約の未払込保険料を差し引いたうえで、保険金などをお支払いすることとなります。

- 21ページ「1.ご契約に際して 5 全部見直し制度などを利用して加入される場合」の「2.一部見直し制度」について、の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）



- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期前の発病などの場合には給付金が支払われないことがあります。
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 特約のみを見直し部分として見直す場合、見直し価格は契約者（保険料負担者）の一時所得として所得税・住民税が課税されることがあります。①
- 申込月の保険料が当社に払い込まれる前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、見直し価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料が払い込まれた後にお申し込みいただいた場合より、一般的に見直し価格は少なくなります。また、同月分の見直し前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、後日返金させていただきます。
- 一部見直し制度の利用によるご契約を申し込みの後、見直し後契約の保障が開始する前に保険事故が発生した場合には、一部見直し制度の利用によるご契約の申し込みにより保険料が控除される前の見直し前契約を有効として、見直し前契約の未払込保険料を差し引いたうえで、保険金などをお支払いすることとなります。



の記載をつぎのとおり変更いたします。(波線部分が変更箇所になります。)



ご注意

- この制度の利用により、承継前契約の全部（または一部）が消滅します。承継前契約の被保険者の保障が確保されているかを確認のうえご利用ください。
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- この制度を利用する場合、承継価格は契約者（保険料負担者）の一時所得として所得税・住民税が課税されることがあります。①
- 申込月の保険料が当社に払い込まれる前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、承継価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料が払い込まれた後にお申し込みいただいた場合より、一般的に承継価格は少なくなります。また、同月分の承継前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、後日返金させていただきます。

■45ページ「IV. 保険料について 1 保険料の払い込み」の「保険料の払込方法（経路）」の記載について、つぎのとおり変更いたします。(波線部分が変更箇所になります。)

保険料の払込方法（経路）

保険料の払込方法（経路）にはつぎの方法があります。

1. 口座振替による払い込み

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください（同一口座から、複数の保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません）。
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しません。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払・半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

2. クレジットカードによる払い込み

- 当社指定のクレジットカードにより、保険料をお払い込みいただきます。この場合、クレジットカードの名義は契約者に限ります。
- 当社が定めた決済日を保険料の払い込みがあった日とします（同一のクレジットカードにより、複数の保険料または他の料金等の払い込みを行う場合には、払込順序の指定はできません）。
- 決済された保険料については領収証を発行しません。
- 当社が定めた決済日に保険料の決済ができなかった場合でも、通知でお知らせのうえ、月払契約においては翌月の決済日に前月と当月の2か月分の保険料の決済を、年一括払・半年一括払契約においては翌月の決済日に再度決済を行うことがあります。

3. 団体を通じての払い込み

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々の契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- 所定の人数を下回る場合など、団体を通じての払込方法の取り扱いができなくなる場合があります。

4. 送金による払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票を送付しますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約の申し込み手続き時に送金扱月払による払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- 払込方法（経路）の変更により、保険料が変更されることがあります。
- ご契約者が法人の場合、クレジットカードによる払い込みはできません。
- 払込方法（経路）の変更を希望される場合または勤務先団体からの脱退などの場合も、すみやかに、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません（当社の募集代理店も同様です）。

■52ページ「IV. 保険料について」**5** 払い込みが困難なときの継続方法」の「1. 保険料の自動貸付」の記載（2つ目の●部分）について、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

- 立て替えとなった場合には、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード払特約および各種団体取扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱いの保険料を基準として立て替えます。

■契約取扱基本約款について、第5条をつぎのとおり変更し、第44条を削除いたします。

第5条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 当会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです。）
 - (5) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

■保険料クレジットカード払特約条項を追加いたします。

保険料クレジットカード払特約条項

（2021年9月17日制定）

第1条（特約条項の適用）

1. この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者からクレジットカードにより保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用されます。
2. この特約条項を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）が当会社の指定するクレジットカードであること
 - (2) 指定カードが指定カードの名義人とクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与され、かつ、使用を認められたものであること
 - (3) 指定カードの名義人がカード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込に指定カードを使用すること
3. 当会社はこの特約の適用の際に、指定カードの有効性および保険料が指定カードの利用限度額の範囲内であること等（以下「指定カードの有効性等」といいます。）の確認を行います。

第2条（契約日の特則）

1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
2. 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
3. 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。

第3条（保険料の払込）

1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、当会社が指定カードの有効性等の確認を行ったうえで、主約款に定める払込期月中の当会社の定めた日（以下「決済日」といいます。）に当会社に払い込まれるものとし、その日を保険料の払込のあった日とします。
2. 同一の指定カードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は当会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、払い込むべき保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
4. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれにも該当するときは、保険料の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がカード会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) カード会社が指定カードの名義人（カード会社の会員規約等により、指定カード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと

5. 第1項の規定による指定カードの有効性等の確認ができなかった場合であっても、その確認ができなかった項目が当社の定める項目であるときは、払い込まれなかった保険料(月払契約の場合、翌月分と合わせて2か月分の保険料)は再度当社が指定カードの有効性等の確認を行ったうえで、決済日の翌月の応当日に払い込まれるものとし、その日を保険料の払込のあった日とします。
6. 第5項の規定による指定カードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内に払込期月が到来している保険料(主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合は一括払すべき保険料)を、当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出てください。
2. 保険契約者が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、保険契約者は指定カードを他のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 保険料の自動貸付を行ったとき
- (3) 保険料の前納を行ったとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
- (7) 当社が指定カードの有効性等の確認ができなかったとき（第3条（保険料の払込）第5項の規定に該当する場合または第6項の規定により保険料が払い込まれた場合を除きます。）
- (8) 第3条第4項に該当したとき

第6条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第7条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。
 - (ア) 医療保障保険（個人型）
 - (イ) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (ウ) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (エ) 5年ごと配当付個人年金保険
 - (オ) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - (カ) 5年ごと利差配当付個人年金保険
 - (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

2021年10月版

契企[登] 16971-01